

2011年8月31日

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

*審査請求人 濱 ふきよ
*同上 岡山県労働組合会議
議長 花田 雅行

審 査 請 求 書

I. 審査請求人

1. 濱 ふきよ 62歳 岡山県岡山市北区津高828-3
2. 岡山県労働組合会議 議長 花田 雅行 57歳 岡山県岡山市北区春日町5-6

II. 審査請求に係る処分

岡山労働局長が2011年7月27日付でおこなった岡山地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示にもとづいて行なった処分。

III. 審査請求に係る処分があったことを知った日

2010年8月9日

IV. 処分庁の教示

なし。

V. 審査請求の趣旨

岡山労働局長が2011年7月27日付でおこなった岡山地方最低賃金審議会専門部会委員任命処分のうち労働者代表委員の任命処分を取り消し、改めて任命をやり直すこと。

VI. 審査請求の経過と理由

審査請求に係わる処分は以下のとおり不当であるから直ちに取り消されるべきである。

1. 違法任命の経過

岡山労働局長は、2011年7月11日付岡山労働局一般公示をもって、「岡山地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示」を行なった。

標記の審査請求人と岡山県労働組合会議は、同公示指定の期間内に岡山労働局長に対して、審査請求人を同審議会の労働者代表委員の候補者として推薦した。候補者は、地域の中小零細企業の労働者とパートタイマーなど最低賃金の影響を強く受けている労働者を組織する労働組合の所属であり、また労働相談活動を通して、地域の低賃金労働の実情に精通している。推薦団体は、候補について、その活動実績と見識、力量、人柄からみて、岡山地方最低賃金審議会専門部会の労働者側委員として最適の人物と確信し、推薦したものである。

なお、県労会議の推薦候補者を含めて3名以上の労働者代表委員候補の推薦があり、結局、定数3名に対して合計4名以上の推薦が期間内になされたことになる。

同年7月27日、岡山労働局長は、上記審査請求人組合の推薦にかかる候補者を排除し、連合岡山加

盟組合推薦にかかる3名の候補者を労働者代表として任命する処分をおこなった（以下「本件任命処分」と言う）。

本件任命処分は、以下に述べるとおり、違法、不当なものであるから、取り消しを求める。

2、取り消しの理由

1) 公募制度の趣旨に反している

最低賃金審議会令は、第6条第4項において、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」としている。これまでの経緯は県労会議の推薦する候補者だけでなく、他の団体からの推薦候補者も除外され、最賃審議会委員でもある連合推薦の候補者が委員として毎回選ばれている。これは行政側の恣意的な人選にほかならず、審議会令に定める関係労働組合に対する候補者の推薦という趣旨に反していると考えられる。また、公募されているにもかかわらず、地方最賃審議会の委員でもある連合推薦の候補者が専門部委員に兼ねる形で選ばれるのであれば、関係団体に推薦を求めるという法の趣旨は生かされていないと考えられる。その文面からして、関係団体から広く選ばれるのが一般常識である。しかし、そうした経緯は見られない。

2) 県労会議は不服申し立てをするに値する法律上の利益を有する団体

厚生労働省は県労会議の毎回の不服申し立ての採決書に、「労働組合による候補者の推薦制度は、労働者一般の利益すなわち公益を保護するために設けられたものであり、候補者の推薦した特定の関係者の利益及び推薦を受けた特定の候補者の個人的利益を保護するために設けられたものではない。したがって、特定の労働組合から推薦された候補者の中から任命されたからといって、当該労働組合及び当該候補者の個々の法律上保護された利益が侵害されたことにはならず、審査請求人は、原処分に対して不服申し立てをする法律上の利益を有する者ということとはできない」として、「審査請求人は行政不服審査請求法第4条第1項の行政庁の処分に不服がある者」には該当しないと採決しています。また、「行政不服審査法の不服がある者とは、行政上の処分に対して不服申し立てをする法律上の利益を有するものに限られる」とした上で、県労会議がこれに該当しないと指摘している。

県労会議の主張は最低賃金額を1000円以上にすることが必要とするものであり、当然だが、推薦した候補者が委員に選ばれば同じ主張をすることになる。そして、その主張は労働者一般の利益を代表し、まともな生活のできる最低賃金の実現を求めるものである。したがって、そうした主張を持つ候補者が人選されないことは労働者一般の利益が損なわれることであり、請求人である県労会議の組合員と推薦人は労働者一般に含まれ、委員に選ばれなければこうした主張をする機会を労働者一般が受けられないことを意味する。したがって、県労会議は法律上の利益を有するものとする。また、現実には最賃専門部委員は地方最賃審議会委員の中から選ばれており、今日に至っても最賃審議会の議論や結論は一般には明らかにされず、県労会議が直接に聞いても同じ結果である。これでは、憲法に保障された人間らしい生活をするに値する権利が奪われていることになり、公的な機関が説明もなく押し付けていることになる。説明があれば（考え方として）理解もできるが、そうした説明もされないのが実情である。こうした事実経過に立てば、県労会議が労働者一般の利益を代表して、その議論を当然、公にする立場で最賃専門部委員を推薦した結果、除外されたのであれば労働者一般の利益が損なわれたことになると理解している。

3) 明確な意思を持って排除された県労会議推薦の候補者

本件任命処分においては既述のとおり、連合加盟組合の推薦にかかる候補のみが選任され、県労会議

推薦の候補者は排除された。しかもこうした偏向任命が本件に限らず、毎年任命処分において、繰り返し行われている。こうなると、最低賃金審議会労働者代表委員の任命に関しては、処分庁が一貫して岡山県労会議の推薦候補者を排除するという、不公平で不当かつ明確な意志をもってはいないか、との疑念を抱かざるを得ない。また、県労会議はその選任基準について明らかにするように、との要請を行っているが、岡山労働局の返事は「本省に伝える」「総合的に判断して」、最近では、「そうはならない」というのみで、何がそうならないのか分からない。本省からも具体的な返事をいただいたこともない。これでは恣意的な選任を覆い隠す方便にすぎないとの疑いを持たざるを得ない。

一連の経過から判断して、特定の労働組合に偏った任命を行うことは露骨な差別行政であり、「労働者一般の利益」という公益を損なう許されざる行為である。

4) ILO結社の自由委員会第328次報告における勧告の遵守を

最低賃金審議会委員の任命に関しては、これまではILOへの提訴等はなされていない。しかし、同種の事例について、ILOは日本政府に対し偏向任命をやめるよう勧告を出している。2002年6月のILO理事会における、「結社の自由委員会第328次報告」は、「労働組合がその労働者代表義務を果たすことを妨げる反労働組合差別に関する申立」に対する「勧告」として、「日本政府に対し、労働委員会及びその他の審議会の公正な構成に対するすべての労働者の信頼を回復するために、すべての代表的な労働組合組織に対して公正かつ平等な取り扱いを与える必要に関する結社の自由原則に基づく適切な措置を取るよう」求め、「政府に対しこの件に関する進展について引き続き情報提供するよう」要請している。

また、前述した結論部分では「特定の一組織に特別待遇を与えることによって、労働者が所属しようとする組織に関する労働者の選択に直接あるいは間接に影響を及ぼすことがある。加えて、意識的にこうしたやり方で行動する政府は、本条約(87号)に規定する『権利を制限もしくはその合法的な行使を妨げるどのような介入も公権力は控えるものとする』という、第87号条約に定められた原則の違反となる。それはまた、間接的には、国内法は条約に規定された保障を損ない、もしくは損なうように適用されないものとするという原則の侵害である」と、厳しく日本政府の対応を批判している。

これ以上、偏向任命を続けて、国際的な常識を蹂躪し続けたいためにも、今回の任命処分は取り消されるべきである。県労会議は岡山地方最低賃金審議会が偏向任命をしているだけでなく、政府そのものが偏向任命を後押し、或いは承知しながら改善命令を放棄されているとしか思えない。

Ⅶ. まとめ

今期の岡山地方最低賃金審議会専門部会委員の任命処分のうち、労働者代表委員からのみの任命処分となっており、差別の存在がいつそう明らかであり閉鎖的な議論が改善されないままとなっている、その底流には政府・岡山労働局の差別意志があり、公益保護を叫びながらなんら客観的な基準も示さず、恣意的な任命に終始してきたことから明らかであり、ILO第87号(結社の自由条約)に違反している。

すみやかに、今期の岡山地方最低賃金審議会専門部会の労働者代表委員の任命処分を取り消し、改めて任命を行うことは当然のことである。本異議申立に対する採決の前に、口頭による意見陳述の場を設けていただくことを要請しつつ、審査請求の趣旨記載のとおり採決を求める。

以上。